

## 債務負担の申込方法として定める事項について

2014年7月15日

2015年9月24日改正

2015年10月26日改正

2016年2月15日改正

2017年3月13日改正

2023年4月1日改正

2025年3月24日改正

2025年12月1日改正

株式会社日本証券クリアリング機構

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い（以下「業務方法書の取扱い」という。）第27条第1項第2号の規定に基づく、当社が債務負担の申込方法（業務方法書の取扱い第31条第1項の規定に基づく、清算委託者が行う有価証券等清算取次ぎの委託に係る通知方法を含む。）として定める照合方法又は電子取引基盤を用いる方法は、当社が適格金利スワップ取引と定める金利スワップ取引に係る債務負担の申込みについて、次に掲げる方法とする。

当社は、次に掲げる方法により当社が受領した債務負担の申込みを、業務方法書第48条第1項に規定する清算参加者からの債務負担の申込みに係る通知として取扱い、当該通知を受領次第、速やかに同第49条第1項に規定する債務負担要件の確認を行う。

- (1) OSTTRA Limited の提供する MarkitWire を利用する方法
- (2) Bloomberg Finance L.P.が提供する VCON（Voice Confirmation）を利用する方法
- (3) ブルームバーグ・トレードブック・ジャパン証券株式会社の提供する Bloomberg ETP（Electronic Trading Platform）を利用する方法
- (4) TW SEF LLC が提供する SEF（Swap Execution Facility）を利用する方法
- (5) Tradeweb Europe Ltd.が提供する MTF（Multilateral Trading Facility）を利用する方法
- (6) Tradeweb EU B.V.が提供する MTF（Multilateral Trading Facility）を利用する方法

当社は、清算参加者による債務負担の申込み及び有価証券等清算取次ぎの場合における清算委託者による取次ぎの申込みについて、適格金利スワップ取引又は清算取次原取引が電子取引基盤にて執行されたかどうかにかかわらず、照合方法又は電子取引基盤の種類に応じて、差別的な取扱いを行うことはない。

以 上